

三浦外洋セーリングクラブ 会 則

平成14年5月17日制定

平成20年6月17日改正

平成26年12月11日改正

平成27年5月12日改正

平成30年5月15日改正

第1章 総 則

第01条 (名称)

本クラブは三浦外洋セーリングクラブ(三浦OSC)と称し、英文ではMIURA Ocean Sailing Club(MIURA OSC)と言う。

略称として、外洋三浦を用いる場合がある。

第02条 (事務所)

本クラブは事務所を神奈川県又はその周辺に置き、必要に応じて、連絡事務所を置くことができる。

第03条 (目的)

本クラブは、外洋セーリングに関し、調査研究を行い、安全の確保と技術の向上を図り、かつ、外洋レースを通じて、強靱な精神力とスポーツマンシップの涵養を図り、併せて健全な外洋セーリングおよび海事思想の発展と普及に寄与することを目的とする。

第04条 (事業)

本クラブは前条の目的を達成する為に次の事業を行なう。

1. 外洋レースの主催および後援
2. 外洋セーリングの指導および普及
3. 外洋セーリングに関する講習会の実施
4. 外洋艇の安全に関する調査研究および開発
5. 外洋艇の計測・レーティングに関する調査研究および開発
6. 外洋艇の通信に関する調査研究および開発
7. 外洋艇の登録およびレーティングの管理
8. その他本クラブの目的を達成する為に必要な事業

第2章 会 員

第05条 (会員の種別)

本クラブの会員は正会員、名誉会員および賛助会員とする。

第06条 (会員の資格)

1. 正 会 員 本クラブの目的に賛同して入会した者とする。
正会員は、本クラブの小網代フリート、佐島フリート又はシーボニアフリートに原則所属する。
2. 名誉会員 本クラブに特に功労があった者の中から理事会が推薦し、本人が入会を承諾した者とする。
3. 賛助会員 本クラブの目的に賛同して、本クラブに毎年一定の賛助金又はその他の援助を与える者の中から理事会が推薦し、本人が入会を承諾した者とする。

第07条（入会金・会費等の納入）

本クラブの会員は別に定める入会金および会費等を納入しなければならない。
但し、名誉会員および賛助会員は入会金および会費等の全部または一部を免除される。
他の JSAF 加盟団体からの移籍に関しては、入会金および、年度途中の年会費を免除される。

第08条（入会手続）

本クラブに入会しようとする者は、会長に所定の入会申込書および会員1名の推薦状を提出し、理事会の承認を得なければならない。他の JSAF 加盟団体からの入会に関しては、理事会の承認を得なければならない。

第09条（退会手続）

本クラブを退会しようとする会員は、会長に所定の退会届を提出し、未納の会費等を支払わなければならない。

第10条（資格の喪失）

本クラブの会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 本クラブが解散したとき。

第11条（除名）

本クラブの会員は、次の各号に該当するときは、弁明の機会を与えられた後、理事会の決議により除名されることがある。

- (1) 本会則または関係規則に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を毀損したとき。
- (3) 本クラブの秩序を著しく乱したとき。
- (4) 本クラブの会費等を所定の期日までに支払わなかったとき。

第3章 役員

第12条（役員）

本クラブに次の役員を置く。

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以内 |
| (3) 理 事 | 30名以内（会長および副会長を含む） |
| (4) 監 事 | 3名以内 |

第13条（役員を選任）

1. 会長および副会長は理事会において理事の中から選任する。
2. 理事は、各フリートにおいて、その会員数に応じて選出し、総会の承認を得るものとする。
3. 監事は、各フリートにおいて選出し、総会の承認を得るものとする。
4. 理事または監事に欠員が生じたときは、当該役員選出のフリートにおいて、後任者を選任し、次の総会において承認を得るものとする。
5. 理事及び監事は、役員改選のある年の3月31日時点で70歳未満とする。

第14条（役員の職務）

1. 会長は、本クラブを代表し、本クラブの業務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が予め定めた順位に従い、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、本クラブの業務を執行する。
4. 監事は、本クラブの会計および業務を監査し、総会に報告するものとし、かつ、理事会に出席して意見を述べるができる。

第15条（役員の任期）

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
但し、会長の在任期間は連続して4年を超えてはならない。
2. 第13条第4項により選任された理事または監事の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは引き続き職務を行う。

第16条（退任）

役員は、健康上の事由またはその他の已む得えない事由により辞職を申し出たときは、理事会の同意を得て退任することができる。

第17条（解任）

役員が次の各号に該当するときは、理事会の議決を得て、その役員を解任することができる。但し、次の総会において承認を得るものとする。

- （1）心身の故障により職務の執行に堪えられないと認めるとき。
- （2）職務上の義務に違反したとき。
- （3）役員として相応しくない行為があると認められるとき。

第18条（役員の報酬等）

1. 役員は無報酬とする。
2. 役員の費用は、別に定める規則により、精算することができる。
3. 前項の規則にない費用については、理事会において、これを定める。

第19条（顧問）

本クラブに顧問を置くことができる。

1. 顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
2. 顧問は、会長の諮問に応じ、かつ、理事会に出席して意見を述べるができる。
3. 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 委員会

第20条（委員会）

1. 理事会のもとに次の委員会を置く。
 - （1）総務委員会
 - （2）レース委員会
 - （3）ルール委員会
 - （4）安全委員会
 - （5）計測委員会
 - （6）通信委員会
2. 理事会のもとに特定の事項を取り扱う為の特別委員会を置くことができる。
但し、設置期間は2年以内とし、再設置を妨げない。

第21条（委員長および委員の選任）

1. 各委員会の委員長は、理事の中より選出し、会長が任命する。
2. 各委員会の委員は、理事会において会員の中より選出し、会長が任命する。
3. 各委員会の委員は、必要に応じて、会員以外から選任することができる。
但し、その場合には委員長が推薦するものとし、会長が任命する。

第22条（委員会の職務）

各委員会は次の事項を取り扱う。

1. 総務委員会

- (1) 事業の企画および実施に関すること。
- (2) 事業予算の収入および支出に関すること。
- (3) 事業年度の予算および決算に関すること。
- (4) 会員の入会および退会に関すること。
- (5) 艇の登録に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 官公署、関係機関、関係団体等に対する申請、報告および折衝ならびに意見具申等に関すること。
- (8) 事務局を監督し、指示および補佐すること。
- (9) 複数の委員会にかかわる事項の調整に関すること。
- (10) 他の委員会に属さない事項に関すること。

2. レース委員会

- (1) 本クラブの主催するレースの企画および実施に関すること。
- (2) レースの運営技術の研究および指導に関すること。
- (3) レースの褒賞に関すること。
- (4) 関係団体等に対する所管事項の連絡ならびに意見具申等に関すること。
- (5) その他レースに関すること。

3. ルール委員会

- (1) セーリング競技規則（以下RRSと言う）ならびに海外の外洋レース規則の調査・研究に関すること。
- (2) レースの審判に関すること。
- (3) レース委員会に対する助言および勧告に関すること。
- (4) RRSの普及に関すること。
- (5) 関係団体等に対する所管事項の連絡ならびに意見具申等に関すること。
- (6) その他ルールに関すること。

4. 安全委員会

- (1) JSAF特別規定の普及に関すること。
- (2) 外洋セーリングに必要な運用術および航海術の研究ならびに指導に関すること。
- (3) 外洋セーリングに必要な海象および気象の研究ならびに知識の普及に関すること。
- (4) 外洋帆走艇の設計および建造の調査・研究ならびに知識の普及に関すること。
- (5) 外洋帆走艇の船体ならびに属具および備品の調査・研究ならびに知識の普及に関すること。

- (6) 外洋帆走艇の事故の調査および防止に関すること。
- (7) 関係団体等に対する所管事項の連絡ならびに意見具申等に関すること。
- (8) その他安全に関すること。

5. 計測委員会

- (1) 外洋帆走艇の計測の企画および実施に関すること。
- (2) 計測方法およびレーティング・ルールの調査・研究ならびに知識の普及に関すること。
- (3) 関係団体等に対する所管事項の連絡ならびに意見具申等に関すること。
- (4) その他計測およびレーティングに関すること。

6. 通信委員会

- (1) 外洋帆走艇の通信の調査・研究に関すること。
- (2) 外洋帆走艇の通信機器の知識の普及および技術の指導に関すること。
- (3) 海岸局の保守・運用に関すること。
- (4) 関係官庁、関係機関に対する申請、報告および折衝ならびに意見具申等に関すること。
- (5) 関係団体等に対する所管事項の連絡ならびに意見具申等に関すること。
- (6) その他通信に関すること。

第5章 フリート

第23条 (フリート)

- 1. 本クラブは、事業を分担し、かつ、会員および登録艇の管理を円滑に行うため、次のフリートを置く。
 - (1) 小網代フリート 外洋セーリングの基地を小網代とする登録艇および会員をもって構成する。
 - (2) 佐 島フリート 外洋セーリングの基地を佐島およびその周辺地域とする登録艇および会員をもって構成する。
 - (3) シーボニアフリート 外洋セーリングの基地をシーボニアとする登録艇および会員をもって構成する。
- 2. フリートの設立・併合・廃止は理事会において決定する。

第24条 (フリートキャプテン)

- 1. フリートキャプテンはフリート所属の会員の中より選任する。
但し、任期は2年とし、原則として重任は認めない。
- 2. フリートキャプテンは、フリートを代表し、フリートの業務を統括する。

第6章 総 会

第25条 (総会)

- 1. 総会は、通常総会および臨時総会とし、会長が招集し、議長となる。
- 2. 通常総会は、毎年一回、事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。
- 3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は正会員の3分の1以上が総会の目的事項を記載した文書により要求したときは、要求があった日から30日以内に招集しなければならない。

4. 総会を招集するときは、総会の日時および場所ならびに目的事項を記載した文書を開催日の2週間前までに正会員に送付し、通知しなければならない。
但し、緊急を要するときはこの限りではない。

第26条（定足数および議決）

1. 総会は、正会員の5分の1以上が出席しなければ、開催することはできない。
2. 総会の議決は、総会に出席した正会員の過半数を以て可否を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 総会に出席することができない正会員は、議決権行使書により議決に参加し、又は他の出席する正会員に議決権の行使を委任することができる。
4. 前項により、議決に参加し、又は議決権の行使を委任した正会員は、出席したものと見做される。

第27条（議決事項）

総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) 解散および残余財産の処分
- (5) 規則の制定および変更
- (6) その他理事会より付議された事項

第28条（議事録）

1. 議長は、総会の議事録を作成するため書記を選任し、かつ、出席した会員の中より議事録署名人2名を指名しなければならない。
2. 議事録には、次の事項ならびにその他の必要事項を記載し、議長および議事録署名人が署名しなければならない。
 - (1) 総会の日時および場所
 - (2) 総会当日現在の正会員数および出席正会員数
 - (3) 議事の経過の概要およびその結果

第7章 理 事 会

第29条（理事会）

1. 理事会は、定例理事会および臨時理事会とし、会長が招集し、議長となる。
2. 定例理事会は年4回以上招集し、臨時理事会は会長が必要と認めたときに招集する。
3. 第25条第4項を準用する。
4. 理事会は必要に応じて理事以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

第30条（定足数および議決）

1. 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開催することはできない。
但し、前項の規定にかかわらず、特定の委員会に関わる事項については、関係理事（担当委員長）が出席しない場合には議決することはできない。
2. 第26条第2項を準用する。
3. 第26条第3項を準用する。
4. 第26条第4項を準用する。

第31条（議決事項）

理事会は次の事項を議決する。

- （1）総会に提出する議案
- （2）総会により委任された事項
- （3）その他業務の執行に関する事項

第32条（議事録）

1. 第28条第1項を準用する。但し、議事録署名人は1名とする。
2. 第28条第2項を準用する。

第8章 事務局

第33条（事務局）

1. 本クラブに事務局を設置し、事務局長および事務局員を配置することができる。
2. 本クラブの事務局長および事務局員は会長が任免する。
3. 事務局業務は別に定める業務委託契約により、外部に委託することができる。
4. 業務委託に関しては、報酬を支払うことができる。

第9章 会計

第34条（事業年度）

本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第35条（経費の支弁）

本クラブの経費は入会金、会費、賛助金、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第36条（入会金および会費等）

1. 本クラブの入会金および会費等は別に定めるところによる。
2. 本クラブの運営について必要あるときは、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。
3. 本クラブの会員資格を喪失した者は、既に納入した入会金および会費等について、返還を請求することはできない。

第37条（事業計画および収支予算）

1. 会長は、次年度の事業計画書および収支予算書を当該年度開始前1ヶ月以内に作成し、理事会の承認を経て通常総会に提出し、議決を得なければならない。
2. 通常総会に提出する前項の資料は、開催日の2週間前までに会員に送付しなければならない。

第38条（事業報告および収支決算）

1. 会長は、前年度の事業報告書および収支決算書を当該年度終了後1ヶ月以内に作成し、監事の監査（会計監査および業務監査）を経て通常総会に提出し、議決を得なければならない。
2. 通常総会に提出する前項の資料は、開催日の2週間前までに会員に送付しなければならない。

第39条（剰余金の処分）

事業年度の決算において剰余金が生じたときは次年度に繰り越すものとする。

第 1 0 章 会則の変更

第 4 0 条 (会則の変更)

本会則の変更は、総会において総会出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

第 1 1 章 解散および残余財産の処分

第 4 1 条 (クラブの解散)

本クラブの解散は、総会において、正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第 4 2 条 (残余財産の処分)

本クラブの残余財産の処分は、総会において、正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第 1 2 章 規則の制定および変更

第 4 3 条 (規則)

本クラブの運営について必要な規則の制定および変更は、総会の議決を得なければならない。

第 4 4 条 (施行細則)

本会則および前条規則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

1. 本会則は平成14年5月17日より施行する。
2. フリートにおいて選出する理事の数は、正会員15名につき1名を原則とする。
各フリートから選出される理事の数は、総会の議決を得ることとする。
3. 本会則の施行日において、三浦セーリングクラブの常任委員および監事は、本会則による理事および監事に就任するものとする。